

## 令和2年度入札・契約制度の変更点

最新更新 令和2年4月1日

民法の一部改正及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改正に伴い、本市でも次の規則、約款を改正しました。

### ○観音寺市契約規則の一部改正 (令和2年4月1日施行)

#### 概要

- ・改正民法において、「瑕疵担保」が「契約不適合」に変更 (第26条)
- ・遅延利息の率表記を変更 (第43条)

政府契約の支払防止等に関する法律を引用して規定  
(令和2年4月1日からは、年2.6パーセント)

### ○観音寺市建設工事請負契約約款の一部改正 (令和2年4月1日施行)

### ○観音寺市土木設計業務等委託契約約款の一部改正 (令和2年4月1日施行)

### ○観音寺市建築設計業務等委託契約約款の一部改正 (令和2年4月1日施行)

#### 概要

- ・担い手3法（建設業法、品確法、入契法）の改正に伴い、変更契約を行う場合においても著しく短い工期にすることを禁止を規定
- ・民法の一部改正により「瑕疵担保」が「契約不適合」に変わり、履行の追完請求等を規定また、発注者と受注者の契約解除権を催告解除と無催告解除に分けて規定
- ・遅延利息の率表記を変更

政府契約の支払防止等に関する法律を引用して規定  
(令和2年4月1日からは、年2.6パーセント)